

# 高知県公報

発行所  
高知県内  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則		ページ
◎高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則		1
告 示		
○基本測量の終了の通知(6件)	(用地対策課)	3
○国土調査の成果の認証	( 〃 )	3
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課)	3
○道路の供用開始(2件)	( 〃 )	4
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正	(公園下水道課)	4
◎告示(車両の乗り入れ又は駐車をすることができる区域の定め)の一部改正	( 〃 )	4
公 告		
○平成20年度調理師試験の実施	(健康づくり課)	5
○都市計画公聴会の開催	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了(2件)	( 〃 )	6
人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<4・1 揭示>	6
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	<〃 >	6
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	<〃 >	6
高知県採用委員会公告		
○採用及び使用の採決手続の開始の決定		6

## 規 則

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第44号

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県特定商取引に関する法律施行細則(平成12年高知県規則第117号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。次条において「政令」という。」を削る。

第2条中「第66条第5項及び第68条並びに政令第18条の規定により立入検査をする職員が携帯するその」を「第66条第5項の」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

写真はり付け箇所	身分証明書	第 号	
	所属		
	職名		
	氏名		
		年 月 日生	
<p>上記の者は、特定商取引に関する法律第66条第1項、第2項又は第4項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。</p>			
		年 月 日発行	
	高知県知事	印	

(裏面)

特定商取引に関する法律(抜粋)  
(報告及び立入検査)

**第66条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「販売業者等」という。)に対し報告をさせ、又はその職員に、販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者(以下この項において「密接関係者」という。)に対し報告をさせ、又はその職員に、密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 略

4 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第1項、第2項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第1項、第2項又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(都道府県が処理する事務)

**第68条** この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

**第72条** 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。  
(1)～(7) 略  
(8) 第66条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第73条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
(1)・(2) 略  
(3) 第66条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第74条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。  
(1) 略  
(2) 第70条第1号又は前3条 各本条の罰金刑

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。  
2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第246号

国土交通省国土地理院長から平成19年4月高知県告示第325号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第247号

国土交通省国土地理院長から平成19年6月高知県告示第433号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月19日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第248号

国土交通省国土地理院長から平成19年7月高知県告示第445号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年2月5日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第249号

国土交通省国土地理院長から平成19年9月高知県告示第605号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第250号

国土交通省国土地理院長から平成19年11月高知県告示第746号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第251号

国土交通省国土地理院長から平成19年12月高知県告示第787号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成20年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第252号

須崎市押岡の一部地区、香南市赤岡町中部及び香我美町下分の各一部地区、香美市香北町五百蔵の一部地区、安芸郡東洋町野根の一部地区、高知市鏡横矢、増原、梅ノ木及び小山の各一部地区、吾川郡仁淀川町長者甲の一部地区、高岡郡佐川町本郷、古畑及び峯の各一部地区、同郡越知町浅尾及び片岡の各一部地区、同郡日高村下分及び沖名の各一部地区、同郡四万十町影野、床鍋、見付及び金上野の各一部地区並びに幡多郡大月町姫ノ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 須崎市
- (2) 香南市
- (3) 香美市
- (4) 東洋町
- (5) 赤岡町
- (6) 鏡村
- (7) 仁淀川町
- (8) 佐川町
- (9) 越知町
- (10) 日高村
- (11) 四万十町
- (12) 窪川町
- (13) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 須崎市押岡の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (2) 香南市香我美町下分の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (3) 香美市香北町五百蔵の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (4) 安芸郡東洋町野根の一部  
平成16年度及び平成17年度
- (5) 香南市赤岡町中部の一部  
平成16年度及び平成17年度
- (6) 高知市鏡横矢、増原、梅ノ木及び小山の各一部  
平成11年度及び平成12年度
- (7) 吾川郡仁淀川町長者甲の一部  
平成17年度及び平成18年度
- (8) 高岡郡佐川町本郷、古畑及び峯の各一部

平成18年度及び平成19年度

(9) 高岡郡越知町浅尾の一部

平成11年度及び平成12年度

高岡郡越知町片岡の一部

平成17年度及び平成18年度

(10) 高岡郡日高村下分及び沖名の各一部

平成17年度及び平成18年度

(11) 高岡郡四万十町金上野の一部

平成17年度及び平成18年度

(12) 高岡郡四万十町影野及び床鍋の各一部

平成10年度から平成13年度まで

高岡郡四万十町見付及び金上野の各一部

平成16年度及び平成17年度

(13) 幡多郡大月町姫ノ井の一部

平成17年度及び平成18年度

3 成果の名称

- (1) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (2) 香南市地籍図及び地籍簿
- (3) 香美市地籍図及び地籍簿
- (4) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (5) 赤岡町地籍図及び地籍簿
- (6) 鏡村地籍図及び地籍簿
- (7) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (8) 佐川町地籍図及び地籍簿
- (9) 越知町地籍図及び地籍簿
- (10) 日高村地籍図及び地籍簿
- (11) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (12) 窪川町地籍図及び地籍簿
- (13) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成20年4月11日

高知県告示第253号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

高岡郡越知町桐見川 字アタラシ696番から 高岡郡越知町桐見川 字南ヤシキ825番2 まで	前	A	3.0 }	171
			6.4	
高岡郡越知町桐見川 字シモノタニ817番 1から 高岡郡越知町桐見川 字南ヤシキ829番1 まで	前	B	6.2 }	116
			20.2	
高岡郡越知町桐見川 字シモノタニ817番 1から 高岡郡越知町桐見川 字南ヤシキ829番1 まで	後		6.2 }	116
			20.2	

**高知県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字アカマツ1370番4から 四万十市住次郎字アカマツ1370番8まで	前	3.9 }	146
		14.5	
	後	10.3 }	146
		29.6	

**高知県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町桐見川字シモノタニ817番1から 高岡郡越知町桐見川字南ヤシキ829番1まで	116	平成20年4月11日

**高知県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市住次郎字アカマツ1370番4から 四万十市住次郎字アカマツ1370番8まで	146	平成20年4月11日

**高知県告示第257号**

平成13年3月高知県告示第270号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 3 中「及び字南久作」を「、字南久作及び字古池」に改める。
- 4 中「7.20ヘクタール」を「8.57ヘクタール」に改める。

**高知県告示第258号**

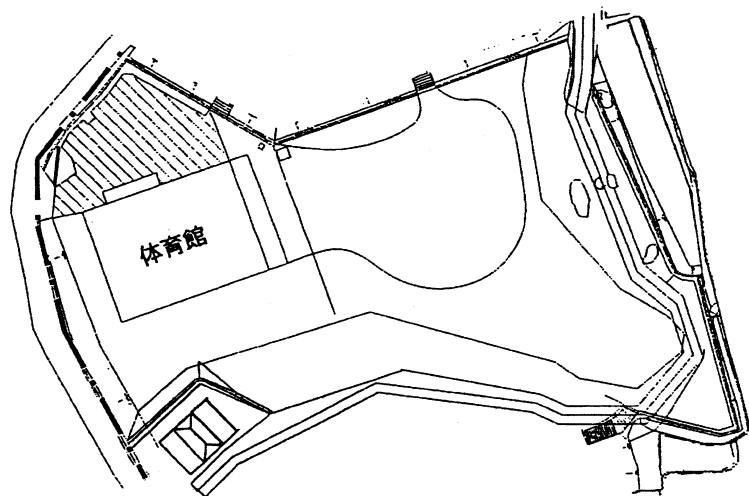
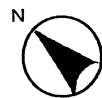
平成13年3月高知県告示第272号（車両の乗り入れ又は駐車することができる区域の定め）の一部を次のように改正する。

平成20年4月11日

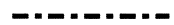
高知県知事 尾崎 正直

「及び別図2」を「から別図3まで」に改める。  
別図に次の1図を加える。

別図3



車両の乗り入れ又は駐車ができる区域



公園境界

-----  
公 告  
-----

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成20年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、平成20年2月22日付け高知県公報第9022号で公告した「平成20年度調理師試験の実施」については、この公告をもって改める。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成20年7月18日（金）午後1時から
- 2 試験の場所
  - (1) 高知会場  
高知市本町五丁目6-42 高知会館
  - (2) 安芸会場  
安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸総合庁舎
  - (3) 中村会場  
四万十市右山五月町7-40 JA高知はた農協会館
- 3 受験願書の提出期間  
平成20年5月23日（金）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成20年5月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先  
県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外に居住する者は、高知県健康福祉部健康づくり課（高知市丸ノ内一丁目2-20）へ提出すること。
- 5 受験願書の配付時期等  
平成20年4月22日（火）以降に、県内の各福祉保健所、高知市保健所及び高知県健康福祉部健康づくり課並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
  - (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
  - (2) 詳細については、高知県健康福祉部健康づくり課（電話番号088-823-9674）へ問い合わせること。

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとす

る者(当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
須崎都市計画臨港地区
- 2 縦覧図書  
須崎都市計画臨港地区の変更(素案)概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び須崎市建設課
- 4 縦覧期間  
平成20年4月11日(金)から同月25日(金)まで
- 5 公聴会の日時  
平成20年5月10日(土)午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所  
須崎市総合保健福祉センター
- 7 公述申出書提出期限  
平成20年4月30日(水)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名          |
|--------------------------|-------------------|---------------------------|
| 平成20年2月28日<br>19高都計第546号 | 南国市比江一和尚<br>546番3 | 南国市比江546番地<br>の2<br>中司 尚里 |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称         | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------------|------------------------|------------------|
| 平成19年3月29日<br>18高安土第1261号 | 安芸市川北乙字内原<br>野1761番1ほか | 安芸市矢ノ丸1-<br>4-40 |

安芸市

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第9号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「身体障害者リハビリテーションセンター、」を削る。

別表第1の2の表中「降下した」を「降下した職員について、当該降下した」に改め、同表の4の表中「身体障害者リハビリテーションセンター」を削り、「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同表の9の表中「健康づくり課」を「障害保健福祉課」に改め、同表の20の表中「高知土木事務所高知港事務所」を「高知土木事務所」に改め、同表の22の表中「漁港課」を「漁港漁場課」に改める。

別表第3の20の表中「降下した」を「降下した職員について、当該降下した」に改める。

別表第4身体障害者リハビリテーションセンターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第10号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第12教授の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号イ中「身体障害者リハビリテーションセンター、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山内地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字   | 地番     | 地目  |    | 地積   |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|--------|-----|----|------|-----------|-------------------|
|     |        | 登記簿 | 現況 | 登記簿  | 実測        |                   |
| 南堅割 | 2113番6 | 畑   | 原野 | 938㎡ | 1,003.68㎡ | 886.26㎡           |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字       | 地番         | 地目  |    | 地積   |           | 裁決手続<br>の開始を<br>決定した<br>土地の面<br>積 |
|---------|------------|-----|----|------|-----------|-----------------------------------|
|         |            | 登記簿 | 現況 | 登記簿  | 実測        |                                   |
| 南堅<br>割 | 2113<br>番6 | 畑   | 原野 | 938㎡ | 1,003.68㎡ | 5.88㎡                             |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名  
不明。ただし、登記簿表題部所有者  
住所不明 徳永盛亀
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成20年3月19日